



閣 副 第 1 9 2 号
平成 24 年 3 月 30 日

秋田県知事
佐竹 敬久 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別
措置法第 6 条第 1 項に基づく広域的な協力の要請について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生し、岩手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分となっています。

この災害廃棄物の処理は喫緊の課題となっており、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理のために必要な措置を広域的に講ずる責務を有しています。

被災地における災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、速やかに処理を進めなければならず、現地では全力を挙げて再生利用や仮設焼却炉の設置による処理を進めていますが、それでも最終処分場を含め、処理能力が大幅に不足しています。

以上の状況に鑑み、平成 24 年 3 月 13 日、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」を開催し、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、地方公共団体に対する広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。秋田県におかれては、既に災害廃棄物の広域処理について御検討をいただいているところ、本件の緊要性を踏まえ、私としても、貴職の具体的な協力を要請します。